

特記仕様書(機械除草)

第1条 土木工事共通仕様書の適用

本業務の施工にあたっては、徳島県県土整備部「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

また、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあっては「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省総合政策局公共事業企画調整課)、電気通信設備工事にあっては「電気通信設備工事共通仕様書」(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室)に基づき実施しなければならない。

第2条 現場責任者

- 1 受注者は、現場責任者を定め、契約後10日以内(10日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで)に現場責任者の氏名、その他必要事項を記した書面(現場責任者届)をもって、発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更した際も同様とする。
- 2 現場責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、この契約に基づく一切の権限(業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第3条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係るものを除く。)を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 4 現場責任者は、現場作業の開始から終了の日の期間は、この業務に専任するものとし、作業時間帯は不測の事態に備え、監督員と常時、連絡・協議を行える体制を確保し、安全かつ円滑に業務を遂行するよう努めなければならない。
- 5 現場責任者は、現場作業期間を除く日は、この業務の履行期間内であっても、他の請負工事の現場代理人・専任を要する監理技術者・主任技術者(下請負の場合も含む)、及び別の維持管理業務の現場責任者として従事することを妨げない。

また、専任を要しない請負工事(3500万円未満)の主任技術者として従事する場合は、現場作業期間も含め、同様の取り扱いとする。

第3条 資材価格高騰に対する特例措置

- 1 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。
- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

第4条 安全教育等

- 1 本工事の施工に際し、現場に即した安全訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により一月当たり半日以上の時間を割り当て下記の項目から実施内容を選択し安全訓練等を実施するものとする。
 - ① 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - ② 本工事内容等の周知徹底

- ③ 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
 - ④ 本工事における災害対策訓練
 - ⑤ 本工事現場内で予想される事故対策
 - ⑥ その他、安全衛生教育として必要な事項
- 2 「安全訓練等実施報告書」により、安全、衛生に関する研修訓練等とわかる写真、実施日、参加者（現場責任者含む）等必要事項を記入のうえ提出すること。

第5条 工程等

- 1 工事内容は、工区内の除草（2回刈り）であり、工事実施期間については、下記の期間とする。
- （1）1回目作業は、7月1日から8月10日の期間に実施しなければならない。
 - （2）2回目作業は、10月1日から12月20日の期間に実施しなければならない。

第6条 施工管理等

- 1 工事写真は、同一箇所で行う施工前、施工状況、施工後を対比させて添付し、各回20箇所程度とすること（小規模工事についてはこの限りではない）。
- 2 各回除草、集草完了後は、速やかに積込運搬を開始すること。
- 3 草木類の運搬については、シート被覆等の処置を実施し、草木類の飛散防止を徹底させること。
- 4 各除草完了時には、出来形管理図を作成し、監督員の検査立会を受けること。
- 5 受注者は、除草作業中には歩行者及び通行車両等の安全対策を行うものとする。
- 6 本業務においては、飛び石防護費を計上している。草刈作業時（機械刈り取り）には、必ず飛び石防護の処置を行うこと。

第7条 草木類の搬出等

- 1 草木類の運搬については、元請けが行う場合は業許可が不要であるが、下請け（再委託）する場合は下請け業者に業許可等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条1項一般廃棄物の集積運搬業の許可）が必要であるので、運搬業下請時には監督員と協議し承諾を得ること。
- 2 草木類は、除草後に仮置きし1週間ほど乾燥させるものとする。
- 3 草木類の搬出については、次に掲げる場所へ搬出（処理）を予定している。その他の施設に搬出する場合、監督員と協議し承諾を得ること。
- 有限会社リフレッシュ阿南 日和佐工場
- 4 草木の処分が完了した場合には、処分を確認できる書類及び写真にて監督員に提出しなければならない。
- 5 草木類の取り扱いについては、上記法律等関係法令を厳守すること。

第8条 交通誘導警備員

- 1 交通誘導警備員とは、警備業法（昭和47年法律第117号 一部改正平成16年法律第50号）第4条による認定を受けた警備業者で、交通誘導業務に従事する者のことであり、本工事においては延べ人数12人を見込んでいる。
- 2 受注者は「交通誘導警備員勤務実績表」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

第9条 施工時期及び施工時間の変更

- 1 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。
- 2 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を監督員に提出しなければならない。
- 3 受注者は、休日又は夜間に作業を行う場合は、事故等発生時連絡者届出書（様式－1）を作業を行う前日までに監督員に提出しなければならない。

第10条 安全対策等

- 1 受注者は、飛散防止が必要な箇所では、以下のいずれかの飛散防止対策を実施しなければならない。
 - ①飛散の少ないバリカン式又は低速回転二枚刃式の草刈機を使用
 - ②ベニヤ板、飛散防止用ネット等の防護材を使用
 - ・草刈機の刃先と防護材との間隔を詰め、防護材を草刈機に追従させる。
 - ・歩道の縁石際など、草刈機の刃先と防護材との間隔が詰められない箇所は、幅の広い防護材を使用する
- 2 受注者は、実施する飛散防止対策について、着手前に書面により、監督員に提出し、確認を受けなければならない。

第11条 事故報告書

- 1 受注者は、業務の履行中に事故が発生した場合には、被害者の救助を優先するとともに、二次災害を防止するための必要な措置を講じ、監督員及び関係機関に直ちに通報し、監督員が指示する様式（事故報告書）で指示する期日までに、提出しなければならない。
- 2 受注者は、休日又は夜間に作業を行う場合は、事故等発生時連絡者届出書（様式－1）を作業を行う前日までに監督員に提出しなければならない。

(様式－ 1)

事故等発生時連絡者届出書

令和 年 月 日

(発注者) 殿

代表者	住	所
	商号又は名称	
代	表	者

- 1 工事（業務）名等 R○波土 ○○ 道路維持業務
2 路 線 名 等 ○○○○線
3 工事（業務）箇所 ○○郡○○町○○

上記工事の休日・夜間等における事故発生時の連絡者について、次のとおり届け出します。
なお、連絡者に変更が生じた場合には、遅滞なく届け出します。

	連絡する者の所属・役職	連絡する者の名前	電話番号
1			
2			
3			

※3名まで届け出可

＜遵守事項＞

- ①公用携帯電話への発信は、県の休日・時間外に不測の事態が現場で発生した時に限ること。
- ②届け出た３人以外には、公用携帯電話の番号を知らせないこと。
- ③携帯電話等へ登録した公用携帯電話の番号は、工事又は業務が完了次第（下請負者の主任技術者等）あつては、該当作業が完了次第）速やかに削除すること。